

松江市告示第 270 号

松江市水産業振興事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 4 月 1 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市水産業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市水産業振興事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助金の交付対象経費及び補助金の交付の率又は金額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助事業者の範囲)

第 3 条 補助事業者の範囲は、漁業協同組合 JF しまね、漁業協同組合 JF しまね各支所、宍道湖漁業協同組合、中海漁協協同組合及び漁業者が組織する団体（任意団体の場合は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を定めているものに限る。）とする。

(終期)

第 4 条 補助金の終期は、令和 4 年 3 月 31 日とする。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

1 漁場環境整備事業

補助金交付の目的	漁礁整備、漁場環境対策、種苗放流、浚渫等の漁場環境の整備に必要な費用の一部を補助することにより、水産資源の生産力の向上及び漁獲量の増大を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	次に掲げる事業とする。 (1) 日本海沿岸における魚礁整備 ア 沈船、イカ産卵床等による魚礁整備 イ 大型魚礁、沈船魚礁等の設置効果に関する調査 (2) 漁場環境対策 ア 日本海沿岸における磯焼け対策 イ 日本海沿岸における海底清掃、有害生物除去、密漁対策等の漁場改善 ウ 宍道湖・中海地域における湖底清掃、湖底耕うん、有害生物除去等の漁場改善 (3) 種苗放流 ア 日本海沿岸及び宍道湖・中海地域における種苗放流のための種苗購入 イ 日本海沿岸及び宍道湖・中海地域における種苗放流 (4) 宍道湖・中海地域における浚渫
補助金の交付対象経費	補助金の交付対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、国又は県から同様の趣旨の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を除く。
補助金の交付の率又は金額	次に掲げる事業内容の区分に応じ、それぞれ定める額（1,000円未満切捨て）とする。 (1) 魚礁整備 ア 沈船、イカ産卵床等による魚礁整備 交付対象経費の2分の1以内の額とし、200万円を上限とする。 イ 大型魚礁、沈船魚礁等の設置効果に関する調査 交付対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を上限とする。 (2) 漁場環境対策 ア 磯焼け対策 交付対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を上限とする。 イ 海底清掃、有害生物除去、密漁対策等の漁場改善 交付対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を上限とする。

	<p>ウ 湖底清掃、湖底耕うん、有害生物除去等の漁場改善 交付対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。</p> <p>(3) 種苗放流</p> <p>ア 種苗購入 日本海沿岸にあつては交付対象経費の5分の4以内の額、宍道湖・中海地域にあつては交付対象経費の10分の3以内の額とし、300万円を上限とする。</p> <p>イ 種苗放流 交付対象経費の2分の1以内の額とし、日本海沿岸にあつては20万円、宍道湖・中海地域にあつては50万円を上限とする。</p> <p>(4) 浚渫 交付対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を上限とする。</p>
--	--

2 地域水産振興事業

補助金の交付の目的	定置網施設、養殖施設等の整備に必要な費用の一部を補助することにより、漁獲量の増大及び水産業の振興を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	<p>日本海沿岸における次に掲げる事業とする。ただし、養殖施設整備にあつては、中海地域も含む。</p> <p>(1) 定置網施設整備</p> <p>ア 定置網施設の新設又は拡充</p> <p>イ 定置網施設の維持又は修繕</p> <p>(2) 養殖施設の整備</p> <p>(3) 漁業用機械・機器の整備</p> <p>(4) 安全衛生対策のための施設の整備</p>
補助金の交付対象経費	補助金の交付対象事業に要する経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。ただし、国又は県から同様の趣旨の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を除く。
補助金の交付の率又は金額	<p>次の各号に掲げる事業内容の区分に応じ、当該各号に定める額(1,000円未満切捨て)とする。</p> <p>(1) 定置網施設の新設又は拡充 交付対象経費の10分の1以内の額とし、200万円を上限とする。</p> <p>(2) 定置網施設の維持又は修繕 交付対象経費の10分の1以内の額とし、150万円を上限とする。</p> <p>(3) 養殖施設、漁業用機械・機器、安全衛生対策のための施設の整備 交付対象経費の2分の1以内の額とし、200万円を上限とする。</p>

3 販路拡大事業

補助金交付の目的	特産品の開発に必要な費用の一部を補助することにより、水産資源の活用を促進するとともに漁業所得の向上を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	日本海沿岸及び宍道湖・中海地域の水産資源を活用した特産品の開発、生産拡大及び付加価値向上のための取組、施設等の整備
補助金の交付対象経費	補助金の交付対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、国又は県から同様の趣旨の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を除く。
補助金の交付の率又は金額	次の各号に掲げる事業内容の区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満切捨て）とする。 (1) 特産品の開発、生産拡大及び付加価値向上のための取組 交付対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を上限とする。 (2) 特産品の開発、生産拡大及び付加価値向上のための施設及び資材の整備 交付対象経費の2分の1以内の額とし、200万円を上限とする。